許可申請にあたっての注意事項

豊橋市環境部廃棄物対策課
電話　0532-51-2406・2407

（1） 解体業・破砕業

○　許可申請書は、記載例（P.7 以降）を参考にして作成してください。

◆ 許可申請書は、**2部**作成してください。（そのうち、1部は受付後にお返しします。）

◆ 日付は、申請が受け付けられたときに記入してください。

◆ **記載例**を参考に作成してください。

添付書類作成にあたっての留意事項

◆ 添付書類一覧表（チェックリスト）を参照してください。

（2） 手数料

許可申請手数料は、以下のとおりです。

許　可　の　種　類	区　　分	手　　数　　料
解　体　業	新規	７８，０００　円
	更新	７０，０００　円
破　砕　業	新規	８４，０００　円
	更新	７７，０００　円
	事業範囲変更	６７，０００　円

（3） お願い

申請に当たっては、あらかじめ電話で予約の上、ご来庁ください。

☎　51-2406　　51-2407

［豊橋市（法人用）用］

自動車リサイクル法解体業許可申請書添付書類一覧表（チェックリスト）

令和８年４月１日現在

NO.	添　付　書　類		新規	更新	Check
1	定款（寄附行為）及び登記事項証明書（定款及び寄附行為は原本証明を要する。）		●	●	
2	住民票の写し	住民票は、発行日より３ケ月以内のもので、本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限ります。 個人番号（マイナンバー）の記載のないものに限ります。 ①法第６１条第１項第三号に規定する役員（監査役を含む） ②発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資者 （株主又は出資者が法人の場合は、登記事項証明書） ③令第５条に規定する使用人 ④申請者が未成年者である場合は、法定代理人	●	●	
3	事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書	図面については、積替え又は保管の場所を含むとともに、1/100～1/200 程度の縮尺	●	△	
		使用済自動車等の保管量、排水処理施設の処理能力等に係る設計計算書には、具体的な設計条件を示しながら、その計算途上を明らかにすること。	●	△	
4	付近の見取図		●	△	
5	事業計画の概要を記載した書類	事業計画及び収支見積書	●	●	
6	施設の所有権（又は使用権原）の証明書	購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し。土地の登記簿謄本。使用済自動車等を運搬するための車両に係る車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付)。 所有権を有しない場合は、借用契約書等の写し。	●	△	
7	誓約書	申請者が法第６２条第１項第２号で定める欠格要件に該当しないことを証する書面（※）	●	●	
8	標準作業書		●	●	
9	他法令確認状況票		●	△	
10	現行の許可証の写し	更新の場合にあっては、現行の許可証の写し （更新申請日において許可の有効期間内であることを確認してください。）	—	●	

（注１）●・・・必ず添付が必要なもの
　　　　△・・・該当する内容がある場合のみ必要なもの
（注２）申請に必要な部数は２部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。
（注３）住民票の写し、登記事項証明書等は、３か月以内に発行されたものであること。
（注４）欠格要件に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。（※）

[豊橋市（個人用）用]

自動車リサイクル法解体業許可申請書添付書類一覧表（チェックリスト）

令和８年４月１日現在

<table>
<tr><th>NO.</th><th colspan="2">添　付　書　類</th><th>新規</th><th>更新</th><th>Check</th></tr>
<tr><td>1</td><td>住民票の写し</td><td>住民票は、発行日より３ケ月以内のもので、本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限ります。
個人番号（マイナンバー）の記載のないものに限ります。
①申請者
②令第５条に規定する使用人
③申請者が未成年者である場合は、法定代理人</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書</td><td>図面については、積替え又は保管の場所を含むとともに、1/100～1/200 程度の縮尺</td><td>●</td><td>△</td><td></td></tr>
<tr><td>使用済自動車等の保管量、排水処理施設の処理能力等に係る設計計算書には、具体的な設計条件を示しながら、その計算途上を明らかにすること。</td><td>●</td><td>△</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>付近の見取図</td><td></td><td>●</td><td>△</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>事業計画の概要を記載した書類</td><td>事業計画及び収支見積書</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>施設の所有権（又は使用権原）の証明書</td><td>購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し。土地の登記簿謄本。使用済自動車等を運搬するための車両に係る車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付）。
所有権を有しない場合は、借用契約書等の写し。</td><td>●</td><td>△</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>誓約書</td><td>申請者が法第６２条第１項第２号で定める欠格要件に該当しないことを証する書面（※）</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td>標準作業書</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>他法令確認状況票</td><td></td><td>●</td><td>△</td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td>現行の許可証の写し</td><td>更新の場合にあっては、現行の許可証の写し
（更新申請日において許可の有効期間内であることを確認してください。）</td><td>―</td><td>●</td><td></td></tr>
</table>

（注１）●・・・必ず添付が必要なもの
　　　　△・・・該当する内容がある場合のみ必要なもの
（注２）申請に必要な部数は２部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。
（注３）住民票の写し、登記事項証明書等は、３か月以内に発行されたものであること。
（注４）欠格要件に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。（※）

[豊橋市(法人用)用]

自動車リサイクル法破砕業許可申請書添付書類一覧表（チェックリスト）

令和８年４月１日現在

NO.	添付書類		新規	更新	変更	Check
1	定款（寄附行為）及び登記事項証明書（定款及び寄附行為は原本証明を要する。）		●	●	●	
2	住民票の写し	住民票は、発行日より３ケ月以内のもので、本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限ります。 個人番号（マイナンバー）の記載のないものに限ります。 ①法第６１条第１項第三号に規定する役員（監査役を含む） ②発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資者 （株主又は出資者が法人の場合は、登記事項証明書） ③令第５条に規定する使用人 ④申請者が未成年者である場合は、法定代理人	●	●	●	
3	事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書	図面については、積替え又は保管の場所を含むとともに、1/100～1/200 程度の縮尺	●	△	●	
		解体自動車等の保管量、排水処理施設の処理能力等に係る設計計算書には、具体的な設計条件を示しながら、その計算途上を明らかにすること。	●	△	●	
4	付近の見取図		●	△	●	
5	事業計画の概要を記載した書類	事業計画及び収支見積書	●	●	●	
6	施設の所有権（又は使用権原）の証明書	購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し。土地の登記簿謄本。使用済自動車等を運搬するための車両に係る車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付）。 所有権を有しない場合は、借用契約書等の写し。	●	△	●	
7	誓約書	申請者が法第６２条第１項第２号で定める欠格要件に該当しないことを証する書面（※）	●	●	●	
8	標準作業書		●	●	●	
9	他法令確認状況票		●	△	●	
10	現行の許可証の写し	更新・変更の場合にあっては、現行の許可証の写し （更新申請日において許可の有効期間内であることを確認してください。）	—	●	●	

（注１）●・・・必ず添付が必要なもの
　　　　△・・・該当する内容がある場合のみ必要なもの
（注２）申請に必要な部数は２部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。
（注３）住民票の写し、登記事項証明書等は、３か月以内に発行されたものであること。
（注４）欠格要件に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。（※）

［豊橋市（個人用）用］

自動車リサイクル法破砕業許可申請書添付書類一覧表（チェックリスト）

令和８年４月１日現在

NO.	添付書類		新規	更新	変更	Check
1	住民票の写し	住民票は、発行日より３ケ月以内のもので、本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限ります。 個人番号（マイナンバー）の記載のないものに限ります。 ①申請者 ②令第５条に規定する使用人 ③申請者が未成年者である場合は、法定代理人	●	●	●	
2	事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書	図面については、積替え又は保管の場所を含むとともに、1/100～1/200 程度の縮尺	●	△	●	
		解体自動車等の保管量、排水処理施設の処理能力等に係る設計計算書には、具体的な設計条件を示しながら、その計算途上を明らかにすること。	●	△	●	
3	付近の見取図		●	△	●	
4	事業計画の概要を記載した書類	事業計画及び収支見積書	●	●	●	
5	施設の所有権（又は使用権原）の証明書	購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し。土地の登記簿謄本。使用済自動車等を運搬するための車両に係る車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付）。 所有権を有しない場合は、借用契約書等の写し。	●	△	●	
6	誓約書	申請者が法第６２条第１項第２号で定める欠格要件に該当しないことを証する書面（※）	●	●	●	
7	標準作業書		●	●	●	
8	他法令確認状況票		●	△	●	
9	現行の許可証の写し	更新・変更の場合にあっては、現行の許可証の写し （更新申請日において許可の有効期間内であることを確認してください。）	―	●	●	

（注１）●・・・必ず添付が必要なもの
　　　　△・・・該当する内容がある場合のみ必要なもの
（注２）申請に必要な部数は２部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。
（注３）住民票の写し、登記事項証明書等は、３か月以内に発行されたものであること。
（注４）欠格要件に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。（※）

解体業許可申請書記載例

様式第五（第五十五条関係）

解体業 許可／許可の更新 申請書

※許 可 番 号	
※許可年月日	

令和〇年７月△△日

日付は申請書の受付日を記載してください。

豊橋市長　　殿

（郵便番号）*440-8501*
住　　所　*愛知県豊橋市今橋町1番地*
ちぎり産業　株式会社
氏　　名　　*代表取締役　今橋　太郎*
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　*０５３２−５１−２４０７*

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６１条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄と「事業の用に供する施設の概要」の欄は、別紙に記載してください。

事業所の名称及び所在地		
名　称	*ちぎり産業株式会社　神野営業所*	
所在地	（郵便番号）*441-8077* *豊橋市神野新田町〇番地△号* 電話番号　*０５３２−００-××××*	
事業の用に供する施設の概要	*保管場所(使用済自動車)：面積(200ｍ2)、最大保管量(50台)* *解体作業場：面積(50ｍ2)、床面(鉄筋コンクリート150mm）、屋根有* *部品保管場所：面積(100ｍ2)、屋根有* *ニブラ：1台、運搬車両：3台、油水分離層(4槽)：2ヶ所*	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	岐阜県 *名古屋市*	*申請中（R〇.6.□□）* *申請中（R〇.6.□□）*
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	愛知県 *名古屋市*	*第０２３００９９９９９９号（収集運搬）* *第０６４００９９９９９９号（収集運搬）*
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	*名称：ちぎり産業株式会社　新栄廃車センター* *所在地：豊橋市新栄町0番地* *保管面積：500ｍ2* *保管量：使用済自動車（最大20台）* *解体自動車　（最大30台）*	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

住民票に記載されているとおりに氏名､住所を記入してください。

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所
今橋（いまはし）　太郎（たろう）	代表取締役	豊橋市八町通０番地の１
岡崎（おかざき）　次郎（じろう）	取締役	岡崎市十王町０番地　岡崎住宅△号室
豊田（とよた）　三郎（さぶろう）	監査役	豊田市西町０番地の２
津島（つしま）　四郎（しろう）	相談役	津島市立込町０番地の３

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所
一宮（いちのみや）　五郎（ごろう）	○営業所長	一宮市古金町三丁目０番地
瀬戸（せと）　六郎（ろくろう）	△事業所長	瀬戸市見付町０番地

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	住　　所
該当なし	

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住　　所	保有する株式の数又は出資の金額
今橋（いまはし）　太郎（たろう）	豊橋市八町通０番地の１	５００株
岡崎（おかざき）　次郎（じろう）	岡崎市十王町０番地　岡崎住宅△号室	３００株
名古屋株式会社（なごやかぶしきがいしゃ）	名古屋市中区三の丸三丁目０番△号	３００株

住民票や商業登記簿に記載されているとおりに氏名、名称、住所を記入してください。

標準作業書の記載事項		
	使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	*添付した「標準作業書」のとおり（以下の項目について同じ）*
	廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
	使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
	油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
	使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
	使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
	使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
	解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
	火災予防上の措置	
△手数料欄		

備考　1　△印の欄は、記入しないこと。
2　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
3　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
4　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
5　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
6　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

解体業に係る事業計画書及び収支見積書の記載例

解体業の事業計画書及び収支見積書

令和○年　７月　１日　現在作成

1　事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

引取業者及びフロン類回収業者（○○商会等）から引取りを行った使用済自動車（乗用車及び大型車）を解体し、有用部品（エンジン、ドア、バンパー等）を回収し、中古部品業者及び金属商等に売却する。 *解体作業に伴い発生した廃プラスチック類については産業廃棄物処分業者に委託し破砕処分する。* *解体自動車については、○○（破砕業者）に引渡を行う。* *各作業時間等は別添フローのとおり。* （フロー概略図を添付）					
業務時間	*８　：00　～17　：00*	従業員数	*３*　人	休業日	*日曜日・祝祭日*

2　使用済自動車等の引取実績及び計画

年　　度	*令和□*　年度実績（３年前）	*令和△*　年度実績（２年前）	*令和◇*　年度実績（１年前）	許可取得後の年間計画
引取台数	*４８０*　台	*５１０*　台	*５００*　台	*７００*　台
主な引取先	*○×販売㈱* *○○自工㈱*	*○×販売㈱* *○○自工㈱*	*○×販売㈱* *○○自工㈱*	*○×販売㈱* *○○自工㈱*

3　解体実績

年　　度	*令和□*年度実績（３年前）	*令和△*年度実績（２年前）	*令和◇*年度実績（１年前）
年間処理実績	*４９０*　台	*５００*　台	*５００*　台
年間稼働日数	*２８０*　日	*２８０*　日	*２８０*　日
平均処理実績	*1.8*　台/日	*1.8*　台/日	*1.8*　台/日

4　解体能力

１日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
３　台／日	*２８０*　日	*８４０*　台

5　保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	５０　台 （　　　台）	保管量の上限	５０　台 （　３０　台）
現在保管量	８０　台 （　　　台）	現在保管量	２５０　台 （　１００　台）

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（）に記入すること。

6　年間収支見積書

項目		前年度（令和◇年）（決算月（ 3月））		今年度の見込み（決算月（ 3月））	
		年度（千円）	（１台当）（円）	年度（千円）	（１台当）（円）
売上高（全体）	ｱ（総売上収入）	16,000	32,000	32,450	41,603
売上原価	ｲ（使用済自動車等購入費）	-2,500	-5,000	-1,400	-2,000
その他の経費	ｳ	16,575	33,150	19,685	25,237
うち廃棄物処理委託費	ｴ	750	1,500	1,170	1,500
営業利益	ｵ=ｱ-ｲ-ｳ	1,925	3,850	14,165	18,365
営業外損益	ｶ（主に支払利息(注)）	-600	-1,200	-679	-970
経常利益	ｷ=ｵ+ｶ	1,325	2,650	13,486	17,395
使用済自動車等年間引取台数（台）		500		700	
使用済自動車等年間処理台数（台）		500		780	

（参考）

	前年度末	現　在
負債総額（年度末残高）（千円）	20,000	22,500

（注）１　「１台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

２　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書

誓　　　約　　　書

令和　　年　　月　　日

豊　橋　市　長　　殿

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第６２条第２項イからヌに該当しないことを誓約します。

破砕業許可申請書記載例

様式第八（第六十条関係）

破砕業 許可／許可の更新 申請書

※許　可　番　号	
※許可年月日	

令和〇年７月△△日

日付は申請書の受付日を記載してください。

豊橋市長　　様

（郵便番号）*440-8501*
住　　所　*愛知県豊橋市今橋町１番地*
ちぎり産業　株式会社
氏　　名　*代表取締役　今橋　太郎*
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　*０５３２－５１－２４０７*

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６８条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」の欄は、別紙に記載してください。

<table>
<tr><td>事業の範囲</td><td colspan="2">破砕前処理</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="2">ちぎり産業株式会社　明海事業所</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2">（郵便番号）441-8074
豊橋市明海町０番地
電話番号　０５３２－００－△△△△</td></tr>
<tr><td>事業の用に供する施設の概要</td><td colspan="2">保管施設(廃車ガラ)：面積(300ｍ2)
せん断施設：ギロチン〇〇型(能力 80 t/日、10 t/時間) 1基
圧縮施設：プレス〇〇型(能力 80 t/日、10 t/時間) 1基
運搬車両：3台、油水分離層(4槽)：2ヶ所</td></tr>
<tr><td>当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号</td><td colspan="2">年　　月　　日　　第　　　　　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td><td>都道府県・市名</td><td>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td></tr>
<tr><td>岐阜県
名古屋市</td><td>申請中（R〇.6.△△）
申請中（R〇.6.△△）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td><td>都道府県・市名</td><td>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td></tr>
<tr><td>愛知県
名古屋市</td><td>第０２３００９９９９９号（中間処分）
第０６４００９９９９９（収集運搬）</td></tr>
</table>

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	*名称：ちぎり産業株式会社　新栄廃車センター* *所在地：豊橋市新栄町０番地* *保管面積：500m2* *保管量：廃車ガラ・プレス（最大800 ｔ）*

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　　所
いまはし　たろう *今橋　太郎*	*代表取締役*	*豊橋市八町通０番地の１*
おかざき　じろう *岡崎　次郎*	*取締役*	*岡崎市十王町０番地　岡崎住宅△号室*
とよた　さぶろう *豊田　三郎*	*監査役*	*豊田市西町０番地の２*
つしま　しろう *津島　四郎*	*相談役*	*津島市立込町０番地の３*

住民票に記載されているとおりに氏名、住所を記入してください。

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　　所
いちのみや　ごろう *一宮　五郎*	*○営業所長*	*一宮市古金町三丁目０番地*
せと　ろくろう *瀬戸　六郎*	*△事業所長*	*瀬戸市見付町０番地*

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	住　　　所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住　　　所	保有する株式の数 又は出資の金額
いまはし　たろう *今橋　太郎*	*豊橋市八町通０番地の１*	*５００株*
おかざき　じろう *岡崎　次郎*	*岡崎市十王町０番地　岡崎住宅△号室*	*３００株*
なごやかぶしきがいしゃ *名古屋株式会社*	*名古屋市中区三の丸三丁目０番△号*	*３００株*

住民票や商業登記簿に記載されているとおりに氏名、名称、住所を記入してください。

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	*添付した「標準作業書」のとおり（以下の項目について同じ）*
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考　１　△印の欄は、記入しないこと。
　　　２　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
　　　３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
　　　４　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
　　　５　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
　　　６　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
　　　７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

破砕業に係る事業計画書及び収支見積書の記載例

破砕業の事業計画書及び収支見積書

令和○年　７月　１日　現在作成

1　事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

解体業者から解体自動車を引取り、シュレッディングマシンで破砕後、鉄、非鉄、ＡＳＲに分別する。一部解体自動車をプレスして鉄スクラップ原料とする。分別・処理した物品の扱いは次のとおり。

○鉄・・・・・電炉メーカーに売却
輸出業者に売却
○非鉄金属・・非鉄金属商社に売却
○ＡＳＲ・・・自動車メーカー等の指定する引取場所に引渡

（フロー概略図を添付）

業務時間	*８：30 ～17：00*	従業員数	*２０*　人	休業日	*日曜日・祝祭日*

2　解体自動車等の引取実績及び計画

年　度	*令和□* 年度実績（３年前）	*令和△* 年度実績（２年前）	*令和◇* 年度実績（１年前）	許可取得後の年間計画
引取台数	*20,000*　台	*22,000*　台	*24,000*　台	*25,000*　台
主な引取先	*解体業者等*	*解体業者等*	*解体業者等*	*解体業者等*

3　破砕実績（圧縮のみ含む）

年　度	*令和□* 年度実績（３年前）	*令和△* 年度実績（２年前）	*令和◇* 年度実績（１年前）
年間処理実績	*20,000*　台	*22,000*　台	*22,000*　台
年間稼働日数	*２８０*　日	*２８０*　日	*２８０*　日
平均処理実績	*７１*　台/日	*７９*　台/日	*７９*　台/日

4　破砕等能力

１日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
１００　台／日	*２８０*　日	*２８,０００*　台

5　保管の状況

解体自動車		ASR	
保管量の上限	１，２００ 台	保管量の上限	７，０００ m³
現在保管量	１，０００ 台	現在保管量	２２，０００ m³

6　年間収支見積書

項目		前年度（令和◇年）（決算月（ 3月））		今年度の見込み（決算月（ 3月））	
		年度（千円）	（１台当）（円）	年度（千円）	（１台当）（円）
売上高（全体）	ｱ（総売上収入）	276,000	12,000	524,000	20,000
売上原価	ｲ（使用済自動車等購入費）	-120,000	-5,000	75,000	3,000
その他の経費	ｳ	269,100	11,700	235,800	9,000
うち廃棄物処理委託費	ｴ	92,000	4,000	26,200	1,000
営業利益	ｵ=ｱ-ｳ	126,900	5,517	213,000	8,137
営業外損益	ｶ（主に支払利息(注)）	-3,000	-130	-3,000	-115
経常利益	ｷ=ｵ+ｶ	123,900	5,387	210,200	8,023
解体自動車等年間引取台数（台）		24,000		25,000	
解体自動車等年間処理台数（台）		23,000		26,200	

（参考）

	前年度末	現　在
負債総額（年度末残高）　（千円）	100,000	100,000

（注）１　「１台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

２　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。